

諮問番号：諮問第234号

答申番号：答申第234号

## 答申書

### 第1 審査会の結論

春日市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。その理由を要約すると、以下のとおりである。

##### （1）審査請求の理由

審査請求人は令和4年3月24日にグループホームから一般住宅扱いのハウスへ転居になった。保護課に連絡を行い、担当ケースワーカーと保護の実施機関の変更手続を開始した。保護の実施機関が春日市から博多区へ切り替わるにあたり、春日市保護課より「保護の切れ目が無いように博多区と調整します」という確認のもと手続を進めていた。ところが、審査請求人が継続して要保護状態にあるにもかかわらず、同日付けで春日市生活保護課が一方的に保護を遡及して廃止すると連絡があった。その結果、保護の空白期間が生じ、返還金を求められる状態になった。

##### （2）経過について

ア 令和4年3月24日に審査請求人が現住所に転居。審査請求人を支援している事業所の者（以下「支援者」という。）より、3月24日に春日市福祉事務所に転居の連絡をした。

イ 4月1日に居住地特例の関係で保護の管轄が春日市から博多区に移管する必要性があり、急遽博多区で保護を申請するよう指示があった。その際に、春日市保護課のケースワーカーより、春日市と博多区の保護が空白期間なく受給できるよう手配すると話があった。そのことは博多区の保護課にも確認していた。

ウ ただし、博多区での申請は4月1日に本人が東京におり不在のため、博多区で

の保護申請は4月4日となった。

エ 保護の空白期間が生じないように手配すると話があったにもかかわらず、令和4年4月8日に春日市保護課のケースワーカーより、保護課内の協議の結果、転居日である3月24日付けで春日市の保護を廃止すると話があった。支援者より春日市保護課の指示のもと対応し、空白期間が生じないと聞いていたにもかかわらず、対応が矛盾していることに納得がいかないため、保護課内で保護の廃止日を再検討するよう依頼した。4月12日に支援者から春日市生活保護課に返答を確認したところ、廃止決定は覆らないと返答あり。

オ 4月14日に支援者より、春日市保護課係長へ以下の4点を異議申し立てた。係長からは廃止に至る合理的な説明はなく、「申し訳ございません。」「すみません。」の繰り返しで、課長と協議の結果決定したため、保護廃止は変更できないと返答があった。

カ 支援者より、4月21日に福岡県福祉労働部保護・援護課保護指導係（以下「県保護・援護課」という。）に上記の内容を電話にて相談した。4月25日に県保護・援護課より、春日市へ「要保護状態にある人に対し、保護を遡って廃止し、保護の空白期間を作り返還金を求めるのはおかしい。また、転居連絡以後、保護は博多区との間で切れ目が生じないようにしますと明言していたにもかかわらず、一方的にしかも正当な理由なく廃止するのはまったく不誠実な対応である。博多区での保護と切れ目が無いように4月3日まで春日市が保護を継続するのが妥当であり、春日市保護課にその旨指導を行った」と話あり。

その後、春日市保護課の係長に保護廃止日の変更について確認した。さらに審査請求人より口頭にて再度保護の廃止決定についての異議申立てを電話にて行ったが、決定は覆らないという返答のみ。春日市保護課から審査請求人へ返還金の請求があった。

キ 異議申立て内容

(ア) 審査請求人の転居に関して、支援者から春日市保護課へ連絡をしていた。

(イ) その後の反応は、春日市保護課の指示に従い対応した。

(ウ) 博多区での保護申請後も、4月7日までは春日市の担当ケースワーカーと審査請求人及び支援者で保護の空白期間が生じないという確認の上で手続を進めていた（前担当ケースワーカーがこの間異動になった）。

(エ) 4月1日に居住地解除を示唆する連絡が入り、4月8日に一方的に3月24

日付けで廃止の通告があり、これまでの約束を一方的に反故にする対応であること。

ク 令和4年4月1日時点では、審査請求人が東京におり、窓口へ申請に行けない状況を、春日市福祉事務所の担当ケースワーカーに伝え、審査請求人が帰福した翌日の令和4年4月4日に福岡市博多福祉事務所へ保護の申請に行くよう指示を受けた。

審査請求人が東京に行った理由としては、父親ががんのステージⅢの危篤状態にあり、緊急的に駆けつけたものである。担当ケースワーカーにも親族の都合により東京に行ったことを伝えている。このような事情を考慮して、「保護の切れ目が無いように調整します」という確認のもと、同日に保護申請を行うよう指示を受けた。よって、決して博多区への保護申請手続を怠ったものではない。

## 2 審査庁の主張の要旨

審査請求人が所管区域外に転出した日を保護の廃止時期として本件処分を行ったことが違法又は不当であるとはいえない。

また、保護の空白期間が生じたことが、処分庁の瑕疵によるものとはいえないため、本件処分が不合理であるということとはできない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第3 審理員意見書の要旨

### 1 保護の廃止について

法第19条第1項は、都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長はその管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地等を有する要保護者等に対して、法の定めるところにより保護を決定し、かつ、実施しなければならない旨を規定し、都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長をもって保護の実施機関とするとともに、実施機関の管轄の原則を定めている。

保護の実施機関は、その所管区域における所務を掌理するものであるところ、被保護者が居住地をその所管区域から外に移転した場合には、従前の保護の実施機関は、以後、その者に対し継続して保護を実施することができなくなるというべきである。そして、従前の保護の実施機関は、先に、被保護者に対し、保護の開始決定をしているので、これをそのまま放置しておくことは手続の明確性を欠き、混乱を招くおそれがあるため、手続上、被保護者の保護を終局的に打ち切る措置として保護の廃止決定

をなし得るのであって、このことは法の当然に予定するところと解するのが相当である（東京地裁昭和46年6月2日判決・行政事件裁判例集22巻6号819頁参照）。

本件についてみると、春日市福祉事務所の職員が審査請求人が転居する事実を知ったのは令和4年3月24日であり、同年3月25日時点で、審査請求人は博多区内の転居先に居住しており、この時点で、当該転居先は障害者グループホームの指定がされておらず、民間アパートであると認められる。

また、令和4年4月7日に春日市福祉事務所の職員は審査請求人の廃止日について協議を行い、審査請求人が自主的に春日市外の民間アパートに転居したものであり、転居の翌日である同年3月25日付けで保護を廃止することが妥当であると判断している。

これらのことから、令和4年3月25日以降、審査請求人は処分庁の所管区域外に転出し、同日以後、処分庁は審査請求人に対し保護を実施できないものと解されるので、処分庁が、審査請求人の保護を終局的に打ち切る措置として、同日を保護の廃止時期として本件処分を行ったことが違法又は不当であるということとはできない。

## 2 審査請求人の主張について

審査請求人は、保護の実施機関が春日市から博多区へ切り替わるにあたり、春日市保護課より「保護の切れ目が無いように博多区と調整します」という確認のもと手続を進めていたが、審査請求人が継続して要保護状態にあるにもかかわらず、保護を遡及して廃止すると連絡があり、その結果保護の空白期間が生じ、返還金を求められる状態になったと主張している。

このことについて、令和4年3月24日、春日市福祉事務所の職員は支援者に連絡したところ、審査請求人が本日引越しをしている旨の回答を受けており、審査請求人及び支援者から処分庁に対し、転居の事前連絡はなかったことが認められる。

そして、令和4年3月25日、春日市福祉事務所の職員は博多区内にある審査請求人の転居先を訪問し、審査請求人及びグループホームの管理者（以下「管理者」という。）に対し、基本的には居住地を所管する福祉事務所が実施責任を持つこととなり、その場合は春日市での保護は廃止となり博多区に別途保護の申請が必要であると伝えており、審査請求人が福岡市博多福祉事務所に同年4月4日付けで保護申請を行ったことが認められる。

上記のことから、審査請求人は処分庁に事前連絡を行わずに博多区に転居したために、処分庁は審査請求人に対し保護を実施できなくなり、審査請求人が転居日に保護

申請を行わなかったことで、保護の空白期間が生じたという経緯が認められる。

したがって、処分庁が保護を遡及して廃止したことにより、保護の空白期間が生じたことをもって、本件処分が不合理であるということとはできない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

### 3 付言

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問13の2の(b)によれば、保護の廃止に伴う返戻金は民法（明治29年法律第89号）第703条に基づくものとされており、本件における返戻金を求める決定は、保護の廃止によって既に生じた不当利得の返還を求めるものであり、審査請求人の保護費の返納義務は民法の規定により当然に発生するものと解されることから、審査請求の対象となる行政処分であるとはいえない。

本件処分通知書には、審査請求についての教示の直前に「返還金25,260円については、来所または同封の納付書で収めてください。」と保護費の返還を求める文書が記載されており、この記載は、保護の廃止に伴う過渡し額の戻入が本件処分の一部であるかのような誤解を招きかねないものといえる。

このような誤解を避けるために、保護の廃止に伴う過渡し額の戻入については、保護廃止決定通知書とは別の文書に記載したり、保護廃止決定通知書に記載する場合は保護廃止決定通知書に係る事項（審査請求の教示を含む）を全て記載した後に返還請求を行う旨を記載したりするなど工夫するべきである。

## 第4 調査審議の経過

令和5年11月24日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和6年1月16日の審査会において、調査審議した。

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 保護の廃止について

法第19条第1項は、都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長はその管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地等を有する要保護者等に対して、法の定めるところにより保護を決定し、かつ、実施しなければならないと定め、都道府県

知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長をもって保護の実施機関とするとともに、実施機関の管轄の原則を定めている。

保護の実施機関は、その所管区域における所務を掌理するものであるところ、被保護者が居住地をその所管区域から外に移転した場合には、従前の保護の実施機関は、以後、その者に対し継続して保護を実施することができなくなるというべきである。そして、従前の保護の実施機関は、先に、被保護者に対し、保護の開始決定をしているので、これをそのまま放置しておくことは手続の明確性を欠き、混乱を招くおそれがあるため、手続上、被保護者の保護を終局的に打ち切る措置として保護の廃止決定をなし得るのであって、このことは法の当然に予定するところと解するのが相当である。

本件についてこれをみると、春日市福祉事務所の職員が審査請求人が転居する事実を知ったのは令和4年3月24日であるところ、同月25日の時点で審査請求人は博多区内の転居先に居住しており、当該時点において、上記転居先は障害者グループホームの指定を受けていない民間アパートであることが認められる。

これらのことからすると、令和4年3月25日以降は、審査請求人は処分庁の所管区域外に転出しており、同日以後、処分庁は審査請求人に対して保護を実施することができないものと解される。よって、処分庁が、転居の翌日である令和4年3月25日付けで保護を廃止することが妥当であると判断し、審査請求人の保護を終局的に打ち切る措置として、同日を保護の廃止時期とする本件処分を行ったことが違法又は不当であるということとはできない。

## 2 審査請求人の主張について

審査請求人は、保護の実施機関が春日市から博多区へ切り替わるにあたり、春日市保護課より「保護の切れ目が無いように博多区と調整します」という確認のもと手続を進めていたが、審査請求人が継続して要保護状態にあるにもかかわらず、保護を遡及して廃止するとの連絡があり、その結果、保護の空白期間が生じ、返還金を求められる状態になった旨主張している。

このことについて、令和4年3月24日、春日市福祉事務所の職員は支援者から審査請求人が本日引越しをしている旨を聴取しており、審査請求人及び支援者から処分庁に対し、転居の事前連絡はなかったことが認められる。

また、令和4年3月25日、春日市福祉事務所の職員は、博多区内にある審査請求人の転居先を訪問し、審査請求人及び管理者に対し、基本的には居住地を所管する福

社事務所が実施責任を持つこととなり、その場合は春日市での保護は廃止となり、博多区に別途保護の申請が必要であると伝えており、審査請求人は同年4月4日付けで福岡市博多福祉事務所に保護申請を行ったことが認められる。

以上によれば、審査請求人が処分庁に事前連絡を行わずに博多区に転居したために、処分庁は審査請求人に対して保護を実施することができなくなり、また、審査請求人が転居日に保護申請を行わなかったことにより保護の空白期間が生じたという経緯が認められる。

したがって、処分庁が保護を遡及して廃止したことにより、保護の空白期間が生じたことをもって、本件処分が不合理であるということとはできない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大脇 成昭

委員 樋口 佳恵

委員 中島 浩